

# もっと ゆっくり、じっくり教育をしたい

## 子どもたちの豊かな成長のために

### ● 異常な教職員の働き方 ●

今、教師の働き方の異常さが浮き彫りになってきています。一つの特徴は下の表のように、朝出勤してから退勤するまで、約10時間ほとんど休息・休憩が取れないことです。もう一つは、期日を定められた多様で膨大な仕事量です。授業の準備、○付け・ノートや作文の添削、おたよりの作成、預かり金の徴収、会計処理、クラブ活動・部活動の指導……それに加え、子どもや保護者の対応はもちろん必要です。さらに、学年や担当する分掌の打ち合わせなども、勤務時間外に行われる場合が増加しています。

### ● ますます必要な時間的・精神的ゆとり ●

教育という仕事にとってもっとも大切なことは、子どもたちとの信頼関係を築くことです。いじめ問題などが大きな社会問題となっている今日、子どもの内面を深く捉え、子どもとの対話を時間をかけて丁寧に行うことが今まで以上に求められています。そのためには時間的・精神的なゆとりが必要です。さらに、教育活動をめぐって教職員間の意思の疎通と合意づくりが不可欠です。また、子育てや教育に不安を持つ保護者の声に耳を傾け、子どもの教育をめぐっ

て信頼関係を築くためにも従来以上に時間とゆとりが必要です。

### ● 子どもと教育の危機打開のために 抜本的な教育条件の改善を ●

日本の教育条件は決して欧米諸国に比べてもよくありません。一クラスの子どもの人数も欧米の20人から25人に比べて、未だに30人以上の学級が多くあります。教師の人数は決して多くないばかりか、事務職員など教育を支えるスタッフの人数は半分程度です。このため、日本では教師が子どもと直接かかわる以外に他の多くの仕事を行わなければなりません。

### ● 社会全体に必要な働くルール ●

今、日本社会では非正規の労働者が増大し、若者・女性では半数近くに達しています。そんな中で、超低額の賃金、社会保険も雇用保険もない労働者が増えています。労働基準法や働く者の権利も知らされず、簡単に解雇されたり、若者の過労死や過労自殺も発生し、結婚や子育てもできない、将来に不安を持つ若者が増大しています。このままで日本の将来はどうなるのでしょうか。サービス残業（賃金不払い残業）をなくすだけでも多くの雇用を生み出すことができます。しかし、政府・



財界は、労働時間の規制を緩和する労働法制の改悪をしようとしています。

### ● 超過勤務をなくし、豊かな教育の実現を ●

2004年1月20日(火)、塩貝市教組副委員長を団長とする組合員9名の超過勤務訴訟団は、京都市を相手に、超過勤務を放置してきたことに対する慰謝料と超過勤務手当等の支払いを求め、京都地裁に提訴しました。裁判は現在9回の公判を数え、原告及び当時の校長先生の証人調べが行われています。この裁判の目的は、違法な超過勤務が蔓延している教育現場の実態を明らかにし、教職員が人間らしく、誇りとゆとりを持って教育に専念できる条件を整えることです。

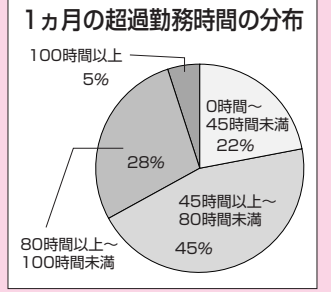
# 過労死寸前の 長時間労働

(京都市教組調査より)

教職員平均超勤時間	
学校	45時間 8分
自宅	22時間57分
合計	68時間 5分

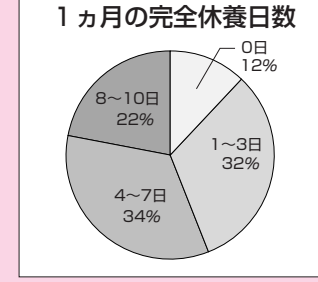
上回って  
時間六分  
前年を一  
間五分で  
六十八時  
務時間は  
六十八時

市教組は毎年十一月に「出退勤記録簿・超過勤務実態調査」を行って、三回目を迎えた二〇〇五年度、ますます深刻な実態が明らかになっています。一カ月の平均超過勤務時間は約二時間増加しています。さらに、超過勤務の分布は月四十五時間未満の教職員が二二%



います。とりわけ、在校の超過勤務は約二時間も増加しています。さらに、超過勤務の分布は月四十五時間未満の教職員が二二%

(前年一九%)と減り、四十五時間以上八十時間未満が四五%(前年三九%)と増加し、八十時間以上が、ほぼ横ばいの三三%(前年三二%)となっており、厚生労働省の基準で、健康破壊などが増加する教職員が、約八割に達し、過労死の危険が極めて高い八十時間以上の教職員が三人に一人というまったく異常



な状況が続いています。さらに、三十日間、一日の休みもなかった教職員が二二%ありました。

ある教員の1日	小学校 Aさんの場合 (毎日5時に起きて仕事をせざるを得ない状態)																												超勤時間
月・日	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4					
6月23日 (月)	起床 週案作成			通勤 授業準備	職朝 授業			授業		給食	掃除 指導	授業	終わりの会	補習	企画 委員会	学年用務	事務 処理	通勤			テスト 採点			就寝					5時間

# 教職員の超過勤務を是正し、 ゆきどどいた教育を実現するための要請書

全日本教職員組合、京都教職員組合、京都市教職員組合、

事務局 京都市教職員組合（〇七五―七七一―九一七一）

（京都市左京区聖護院川原町四―十三 府教育会館三階）

## 【要請の趣旨】

京都市内の小学校・中学校の教員九名は、二〇〇四年一月二十日に京都市を相手取って、長年にわたって超過勤務を放置してきたことへの感謝料と超過勤務手当等の支払いを求めて、京都地方裁判所に提訴しました。

現在、教職員の超過勤務は、国立教育政策研究所・行政機関・研究者・労働組合など、どの調査をとっても、厚生労働省が過労死の危険が高まると指摘している月四十五時間を大きく超えています。京都市教職員組合の二〇〇五年十一月の調査では、平均約六十八時間、特に過労死の危険が高く一刻も早く改善が求められる月八〇時間以上の教職員が三三％に達しています。このような中で教職員の健康状態は深刻で、「いつも疲れている」「翌日までに疲れがとれない」という教職員が八〇％に達しています。文部科学省の調査（二〇〇四年度）でも病気休職者の五六％が精神疾患によるものとなっています。

超過勤務の根本原因は、山積する教育課題に対する絶対的な仕事量の多さです。小学校では行事の打ち合わせ、「総合的な学習の時間」の授業準備、書類作成、会計などの事務処理、授業準備、子ども・保護者との対応に、中学校では行事の準備、部活動指導、生徒指導、選択教科の授業準備などに多くの時間が費やされています。そのため、日々の授業準備、ノートの点検、採点、おたより・通信の作成など、必要な仕事をこなすだけで、必然的に超過勤務となっているのです。

学力低下問題、不登校・登校拒否、子どもたちの荒れや学級崩壊、児童虐待や性の商品化、経済的困窮による就学保障等々、子どもと教育を取り巻く困難な環境のもとで、すべての子どもたちに行き届いた教育を保障してほしいという国民的要求が高まっています。この課題を解決するには、少人数学級の実現をはじめとする教育条件の改善とともに、何より直接子どもへの指導に当たる教職員に精神的・時間的なゆとりを取り戻すことが必要です。

一九七一年に制定された「国立及び公立の義務教育諸学校等の教職員の給与に関する特別措置法」（給特法）は、教職員に超過勤務を原則としてさせないことを定めています。にもかかわらず、京都市並びに京都市教育委員会は四％の教職調整額の支払いを口実に、常態化している教職員の違法な超過勤務を「自主的・自発的な仕事」だとして、何ら改善策を講じないばかりか、それを助長・推進してきました。

二〇〇四年九月十六日、宇治市の小学校教諭であった故荻野恵子さんの公務災害認定裁判で、大阪高等裁判所は、通常の業務を行っているも超過勤務をせざるを得ない教師の労働実態を正確に認定し、過労死（公務災害）を認めるなど、教師の過酷な労働と災害の因果関係を認める判決がだされています。

さらに、長年「教師の勤務実態の把握は必要ない」とか「教育労働は勤務時間の計測になじまない」等の回答を行ってきた文部科学省自身が、二〇〇六年七月より勤務実態調査を行うなど、状況は大きく変化してきています。

貴裁判所におかれましては、証人調べを十分行うなど、審理をつくし、公正な判断をされることを強く要望します。

## 【要請事項】

- 一．原告らの超過勤務の実態を正確に認定されたい。
- 二．超過勤務が常態化していることを違法と認定し、正当な補償を命ずる判決を下されたい。

氏名	住所

